

第13次埼玉県鳥獣保護管理事業計画（案）・第3次第二種特定鳥獣管理計画（案）の実施結果

1 環境審議会

- (1) 実施期間 令和3年12月1日
- (2) 件数 4件

【意見に対する反映状況】

区 分	件数
意見を計画に反映し案を修正したもの	2
今後の施策の参考としていくもの等	2
合計	4

2 県民コメント

- (1) 実施期間 令和3年12月13日から令和4年1月12日
- (2) 件数 0件

3 市町村（第13次埼玉県鳥獣保護管理事業計画（案））

- (1) 実施期間 令和3年11月22日から令和3年12月14日
- (2) 件数 5件（4市）

【意見に対する反映状況】

区 分	件数
意見を計画に反映し案を修正したもの	2
今後の施策の参考としていくもの等	3
合計	5

4 特定鳥獣保護管理検討委員会（第3次第二種特定鳥獣管理計画（案））

- (1) 実施期間 令和3年12月14日から令和4年1月14日
- (2) 件数 11件

【意見に対する反映状況】

区 分	件数
意見を計画に反映し案を修正したもの	7
今後の施策の参考としていくもの等	4
合計	11

No	ペー	行	御意見	県の考え方
1	5	7	・シカの食害で下層植生が衰退しているとあるが、藪等を利用する鳥類等の生き物が減っている事実を記載してもよいのではないか。	御意見のとおり、修正します。
2	36 37	2 1	・管理目標については、国はシカ・イノシシについて平成23年度の数で10年で半減させたいと目標を定めている。 ・捕獲目標イノシシ500～1,500頭シカ4,000頭とあるが、目指すべき数値が明確になっていない。 ・生息数の管理目標について、生息数管理目標は設定できないのか。国は、平成23年度の半減を目標としている	御意見のとおり、修正します。
3	全般		・昨年までは、有害鳥獣の1頭当たりの調査報奨金（又は委託費）は、埼玉県は2年前から4,500円に値上げしているが、埼玉県は今年度から3,300円に引き下げている。姿勢は千葉は前向きであり、埼玉は後ろ向きである。 ・有害鳥獣の対策費に関しては、予算額は農林部と環境部で併せて約1億7千万円、千葉県は10億円以上である。	御意見を踏まえ、事業を遂行してまいります。
4	全般		千葉県での適正な密度として、保全調整地域3～7頭/km ² 、農業優先3頭以下/km ² としているが、埼玉では適正な生息密度はどのように捉えているのか。	御意見を踏まえ、適正な生息密度について検討してまいります。

No	市町村	ページ	行	御意見	県の考え方
1	さいたま市	3	14	3 市町村の役割 鳥獣対策以外の生活環境に関する各種権限（一般廃棄物の処理、街路の管理等）についての記述を鳥獣保護管理事業事業計画に記載することは不適當です。	御意見を踏まえ、基本的な対応や考え方について丁寧な説明を行ってまいります。 ・鳥獣対策は、捕獲や追い払いのほか、環境整備が効果的です。また、地域住民の協力をもって進めていく必要があります。各市町村内の部局の連携によって効果的な対応をお願いしていきます。
2	宮代町	16	6	2 放鳥獣（1）方針 鳥獣保護管理計画に「狩猟資源を確保する」ために県が放鳥し「狩猟鳥であるキジの保護繁殖」をすることを記載することに疑問があります。狩猟させておいて、保護繁殖する、ましては狩猟資源を確保するためには、疑問があります。	御意見を踏まえ、放鳥の意義について丁寧な説明を行ってまいります。 ・国指針は、放鳥に関する事項を県計画に記載すべき事項としています。放鳥対象は、ヤマドリ、キジ等と指定しています。 ・放鳥は、狩猟資源の維持の観点から実施されており、また、法第1条の生物の多様性の確保、農林水産業の健全な発展への寄与の両立を目指すものですので、理解を求めてまいります。
3	草加市 三郷市 さいたま市	49	25	5 カラス・ムクドリ等の都市鳥等 ・カラスに偏った内容になっています。 ・「生ごみ等を集積所で管理する」とあるが、集積所に置いてもカラス等には荒らされてしまう。集積所を適切に使用することについて記載した方がいいです。 ・内容が分かりにくい。実際に行われている基本的な対策を計画に記載する意義はない。	御意見のとおり、修正します。 基本的な対策の組み合わせを十分に行えていない又は適切な運用ができていない一部の現状があるため、基本的な事項を明記しています。
4	三郷市 さいたま市	50	1	6 住宅地等への鳥獣の侵入対応の考え方 ・当市周辺には出没しないので、大型鳥獣に関する記載は削除してほしい。出没しても処理方法が分からない。 ・都市部では追い払う場所はない。関係機関について具体的な対応は記載しないで、市町村をまったく鳥獣の移動を想定した記述にしてほしい。	御意見を踏まえ、イノシシ等の出没への対応について丁寧に説明を行ってまいります。 ・野生生物の行動として河川敷等を経路にして遠隔地に時折移動することがあり、県南部等にも出没の報告があります。また、有害鳥獣への捕獲等は市町村の役割になりますので、基本的な対応を県や警察等が支援をしていくことを説明してまいります。
5	三郷市 草加市	58 46	表 2	付属資料 傷病鳥獣救護において原則として対象としない鳥獣（本文は、P46 1 傷病鳥獣救護） ・傷病鳥獣救護の対象が分かりにくい。「人為的な要因以外で負傷又は罹患した鳥獣」「伝染性疾患」は、例示や説明を加えてほしい。 ・県の救護対象外の傷病鳥獣については、市では捕獲後、再放鳥獣できないので取扱を決めてください。	御意見のとおり、対象の表記を修正します。 ・対象外の鳥獣については、本文記載のとおり傷病による衰弱等は生態系の要素です。よって、介入は控えるよう理解を求めてまいります。

No	ページ	行	御意見	県の考え方
1	21	15	<p>イノシシ P21</p> <p>ウ 住宅地等への出没及び人身被害</p> <p>イノシシの市街地や都市部への出没に関して、河川が侵入経路となっている可能性が指摘されています。埼玉県は川の国として、平野部に網目のように河川・水路網が形成され、また幅広の河川敷には植物が繁茂した場所が多く見られます。この点についても指摘することが望ましいと考えます。</p>	意見のとおり修正しました。
2	23	12	<p>イノシシ P23</p> <p>(3) 錯誤捕獲の発生状況</p> <p>イ 錯誤捕獲の予防及び対応に係る体制の整備</p> <p>「殺処分が選択されることがある。」という表現に対して、現状は全て殺処分である。</p> <p>「麻酔剤を使用し僻地に移動させるなど、できる限り殺処분을回避する手段についても講じること」に変更することが望ましい。</p>	意見を踏まえ委員会において議論をしております。 記載は、指摘を踏まえ、「殺処分が選択されることがある。」を「殺処分せざるを得ない」に修正いたします。
3	25	13	<p>イノシシ P25</p> <p>イ 管理の目標</p> <p>豚熱対策としての側面からいえば、里地近辺のイノシシの個体数を抑制し、養豚場（ブタ）との接触を低減させるという意味合いで、捕獲はより重要かと思えます。捕獲を強化する意義として記載してはどうでしょうか。</p>	意見のとおり修正しました。
4	27	6	<p>イノシシ P27</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲圧はこれで十分です。 ・捕獲目標を達成しても、さらに捕獲圧をかけるべきです。 ・捕獲頭数について毎年の見直しをはかるほうがよい。 	各意見を踏まえ委員会において議論をしております。 イノシシの生息数は、調査が初回のため、信用区間が広がっています。次年度以降、数値が収れんしていきますので、データを踏まえた上で議論をしております。
5	29	3	<p>イノシシ P29</p> <p>侵入経路となり得る、河川や水路の沿いの繁茂した植生の管理（刈払い）も対策として重要と思えますので、その点についても記載することが望ましいと考えます。</p>	意見を踏まえ委員会において議論をしております。 河川敷の生態系や治水上の影響を踏まえて議論をしております。
6	29	11	<p>イノシシ P29</p> <p>8 被害防除対策に関する事項</p> <p>市街地での緊急対応に従事する警察官や市町村職員の安全対策についても説明が必要です。従事者の安全に配慮して対応にあたることを記載すべきです</p>	意見のとおり修正しました。

No	ページ	行	御意見	県の考え方
7	20	4	シカ P20 イ 林業被害 すでに10年以上たっていますが、林業地での主にシカによる被害が原因の森林の荒廃が問題となっ て、対策工事が続いています。記載は「ウ 自然植生への影響」の中に「土砂の流出や崩壊の恐れ が高まるとともに」とあるだけのようです。逆に実際に起こっている被害を記述した方が良いので はないでしょうか。	意見のとおり修正しました。
8	22	10	シカ P22 ウ 自然植生への影響 土砂の流出・崩壊は既に秩父市で起こっている問題なので、その点を明記した方が良いと思いま す。	意見のとおり修正しました。
9	25	1	シカ P25 オ 防除対策 樹皮剥ぎ林地といういい方が一般的でない。また、ネット巻きとあるが、これがバークガードのよう な成長した木に対する資材であるなら、いわゆる化繊ネットをイメージするネットを使ったものは 少ない。また、実際施工量が多い防護柵は植栽地であり、樹皮剥ぎと同じ箇所のような印象を受け る。また、防除法にはツリーシェルターも一般的である。 設置した時点で維持管理が始まること、また、「問題となっている」とあるが、防除するのは当然 と考えるべきである。	意見のとおり修正しました。
10	25	19	シカ P25 シカについて、住宅地等への出没市街地や都市部への出没に関して、河川が侵入経路となっている 可能性が指摘されています。埼玉県は川の国として、平野部に網目のように河川・水路網が形成さ れ、また幅広の河川敷には植物が繁茂した場所が多く見られます。この点についても指摘するこ とが望ましいと考えます。	意見のとおり修正しました。
11	32	表	シカ P32 単純な引き算シミュレーションなので、性・年齢構成と、オスメスの捕獲割合を踏まえたシミュ レーションモデルで検討してはどうか。 計画にある増加率は1.27はかなり高く、仮定を変えてはどうか。	意見を踏まえ、シミュレーションモデルについて委員会において議論をしていま います。 自然増加率の高さは、他県のシカの越冬地になっている可能性が他の調査におい て指摘されておりますので、高い自然増加率についても議論をしてまいります。